

インド審決例 “Yahoo Inc. vs. Assistant Controller” ORDER (OA/22/2010/PT/CH; No.222/2011) 概要

2014年2月21日 福本将彦 (12667)

1 要点

特許付与前の異議申立にもとづく審査官の異議決定 (impugned order) を審理した審判において、ビジネスモデル発明が特許の対象でないと判断された事案。

2 事案の概要

2.1 請求人等

- ・ 原告 (審判請求人 ; 出願人) : Yahoo Inc. (当初出願人 Overture Service Inc. から承継)
- ・ 被告 : チェンナイ特許庁 特許意匠副長官
異議申立人 Rediff.com India Limited,
- ・ 審決日 : 2011年12月8日木曜日

2.2 経緯

- ・ Overture Services Inc. (当初の出願人) は、米国出願(1999年5月28日出願 09/322677; US6269361)を優先権の基礎として、「コンピュータネットワーク検索装置を動作させる方法(A method of operating a computer network search apparatus)」と最終的に名称補正される特許出願を、2004年5月14日に特許庁へ提出した。
- ・ 2度のオフィス・アクションと、それに対するクレーム補正を伴う応答書提出の結果、出願人は、出願が特許可能であるが、付与前異議申立があれば、その処理後にのみ特許される、との通知を受けた。Rediff.com India Ltd. は、出願公開後に異議申立を提出した。その後、当審判請求人(Yahoo Inc.) は出願人会社を合併により引き継いだ。当審判請求人である出願人は、出願発明が新規性及び特許性の要件を充足しない、との通知を受けた。
- ・ 異議申立に対する長官決定を受けて、出願人は審判部 (IPAB) に不服申立をした。審判部は、これを受理せず、異議申立に対する決定は拒絶決定とは異なるから、審理する権限がない、と判じた。そこで、出願人は高等裁判所 (Madras High Court) に出訴した。裁判所は、審判請求は受理すべきであると判示した。その結果、審判部はこれを受理し、審理することとなった。

3 争点

3.1 争点の内容

本審判の争点は以下の通りである。

- (1) 米国特許 6078866(Buck)が本件発明の先行技術となり得るのか。
- (2) 刊行物 (Danny Sullivan on 03.03.1998 called “Search Engine Report”, March 3, 1998, Number 16) (D9)に対して、本件発明は新規性を欠くのか。
- (3) 出願人自身のウェブサイトの「よくある質問 (FAQ) (D10)に対して、本件発明は新規性を欠くのか。
- (4) 本件発明は、インターネットを通じて公開的に使用されていたのか。
- (5) 本件発明は、発明に該当するのか。(最も意義ある争点)

3.2 争点に係る発明の内容

(最終的な補正クレームの内容)

1. コンピュータネットワーク(20)に接続された入力装置を通じてユーザにより入力された情報との一致を示す複数の項目の結果リスト(710)を生成するコンピュータ・ネットワーク検索装置を動作させる方法であって、当該検索装置は、前記コンピュータ・ネットワークに動作可能に接続されたコンピュータ・システム(22, 24)を備えており、前記方法は、

各項目がユーザに伝えられる情報を含み、かつそれに関連づけて、少なくとも1つのキーワード(352)と、与えられた情報(302)と、入札額(358)とを有するものである複数の項目(344)を、データベース(38, 40)に格納することと、

入力装置(12)を通じてユーザにより入力されたキーワードを受信することと、

格納された複数の項目(344)を検索し、かつユーザにより入力されたキーワードとの一致を示す複数の項目を特定することと、

特定された複数の項目に対する入札額(358)を用いて、特定された複数の項目を順序づけ、かつ当該特定され順序づけられた複数の項目を含む結果リスト(710)を生成することと、

前記結果リスト(710)を前記ユーザに提供することと、

前記結果リスト(710)から選択された項目に関する情報に対するユーザの要求を受信することと、

前記選択された項目に関連づけられた入札額(358)を、前記選択された項目に関連づけられた情報提供者(302)の口座に課金することと、

前記情報提供者のリスト(344)に関連づけられた、少なくとも入札額(358)を情報提供者が変更することを許可するために、認証されたログイン・アクセスを複数の情報提供者(302)に提供することと、を備え、

前記コンピュータ・システム(22, 24)は、所定の条件が生じたことに応答して、前記情報提供者の口座の状態の表示を、前記情報提供者(302)に送信する方法。

2~20.: (すべてクレーム1を従属先に含む方法クレーム。詳細略。)

21. コンピュータ・ネットワーク上において動作し、先行するいずれかの請求項に権利請求された方法を実行する検索エンジン装置。

4 審判部の判断

4.1 結論

特許法第3条第k項以外の拒絶理由については審判請求人の請求を認容する。しかし本件発明は、特許法第3条第k項に規程の特許できない発明に該当するので、審判請求を棄却する。

結論：本件発明は特許することができない。

4.2 理由

争点(1)~(5)についての審決の理由は、要旨以下の通りである。

- (1) Buck特許は、2000年6月20日に公報掲載されており、本件出願の優先日後であるから、Buck特許は先行技術とはなり得ない、とした長官(Controller)の判断を支持。

- (2) 先行文献 D9 と本願発明との対比をすることなく、差別化し得る特徴には技術的特徴がない、との理由により新規性が無いとの異議決定がなされている。従って、本件発明が D9 により新規性が無いという長官の認定は誤りである。
- (3) 先行文献 D10 が出願人自身のウェブサイトに掲示されたのが、本件優先日（1999年5月28日）前一年より前である、という証拠はないので、特許法第32条（新規性喪失例外規定；一年の猶予期間を規定する）に照らして、新規性が無いとする長官の認定は誤りである。
- (4) 本件発明がインドにおいてインターネット上で使用されたことを示す特定の文書や証拠はないので、新規性が無いとする長官の認定は誤りである。
- (5) 最も意義ある争点（本件発明の発明性）について、理由を要旨次のように述べている（文章の脈略を保つために、文の順序を一部入れ替えるとともに、括弧書きにより適宜語句を補っている）。

特許法第3条第(k)項は発明でない類型として、「数学的もしくはビジネスの方法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体もしくはアルゴリズム」を挙げている。

本件明細書は、本件発明の目的について説明している・・・自身のウェブが見られ易くすることを望む事業者その他の者に、多大な利益をもたらすものである。

請求人の弁護士は、特許庁の拒絶への応答書において技術的前進（technical advancement）を明瞭に述べているが、長官（Controller）はこれを完全に無視している、と主張している。・・・（さらに）請求人の弁護士は、英国控訴裁判所判決（Symbian Ltd. vs. Comptroller of Patents, Court of Appeal, (2008) EWCA Civ 1066）を援用している。この判決は、発明ではないとされる主題に関して、技術的前進がある場合の扱いについて、判示している。

弁護士はさらに、特許を求めている方法は、オークションのようなものであるが、完全にオークションである訳ではない、とも述べている。その方法は、オークションと住所氏名録におけるイエローページとの特徴を、実時間で組み合わせたものである。そのため、ハイパーリンクをクリックすると、所定のファイルが選択され、入札者が昇順に基づく位置に置かれる。ある広告主の入札額が他の広告主の入札額と比較され、入札の順位に依存して、広告主の位置は絶えず変化し、第三者が当該広告をクリックしたときに、額は広告主の口座から引き落とされる。それゆえ、情報提供者がより高額の入札をすれば、より有利な位置を自動的に獲得する。

特許手続便覧 2008 は、ビジネス方法に関して次のように記している。
『「ビジネス方法」は、どのような形式で権利請求されたものであっても、特許可能な発明主題ではない。「ビジネス方法」という用語には、商品又はサービスの取引に関する商業上又は産業上の企業における全ての活動範囲が含まれる。インターネット技術の発展に伴い、ビジネス活動は、e コマースや関連する B 2 B 及び B 2 C ビジネスを通じて著しく成長している。特許請求の範囲は、時に、ビジネス方法として直接的に記載されるのではなく、インターネット、ネットワーク、衛星通信などの現在までに利用可

能な技術的特徴と共に記載されているように見える。ビジネス方法の発明性を否定する排除規定は、全てのビジネス方法に対して規定されたものであり、それゆえ、特許請求の範囲が、実質的にビジネス方法に関するものであれば、技術の利用があったとしても、特許可能なものとは認められない。』

本件発明は、技術的に洗練されたビジネス方法であるとしても、依然としてビジネスを行う方法であるように見える。当該方法は、より高い入札者が最高位に近くなる機会を高めるものである。・・・技術的前進がそれ自身、単にビジネスの方法であるならば、技術的前進が存するという単なる事実は、請求人に何らの利益も与えないことになる。

(請求人が援用する) **Symbian** 判決は、「新たな結果という形態(例えば・・・処理速度の相当な向上)により先行技術に対する技術的前進がある場合には、特許を取得することができるであろう」とした先判決を承認し・・・「発明ではないとされる主題において改善された事実や利点を超える特定の特徴に関連する、さらなる技術的な前進又は事実が存することを要する」とした同先判決を引用(し、)拒絶決定の取消しに対する特許庁長官の請求を棄却している。この判決は、訴えに係る発明の効果により、コンピュータの機能の速度と信頼性が改善される、と判示している。

(これに対して、)本件発明はイエローページと組み合わせられたオークションである、という、請求人の弁護人による説明を採用したとしても、実時間において生じる全ての事象は、選択されたページにおける優先的な位置を望む複数の広告主に、当該広告主が入札し、その結果、口座に課金を受けるサービスを提供することによってビジネスを行う方法であるにとどまる。そうすることにより、当該サービス関連製品は、事実(入札額)又は広告(情報)を、支払われた額に基づいて順位づけようとするものである。

このことは広告ビジネスを電子的に行うことに他ならない。既存の技術を超えるものとして権利請求されている技術的前進ですら、ビジネスを行う方法の改善に過ぎず、第3条第k項は、ビジネス方法は特許できないことを明らかにしており、前進があるという事実が本件の問題を好転させるものではない。それゆえ、当審は、この理由のみで、本件特許出願を拒絶するのに足りているものと判断する。異議決定(**impugned order**)は、特許性に関する結論を与えるのに、より明瞭で有り得た。しかし、その結論は正当であり肯定される。(以上、下線は追加)

5 検討

5.1 審判部の管轄の問題

本件では、特許付与前に異議申立があり、その結果、出願を拒絶すべき旨の決定がなされ、この決定に対して出願人が審判請求をしたところ、当該審判請求は、審判部の管轄外であるとして、一旦却下されている。

インド特許法第25条は、第1項において、特許付与前異議申立について規定し、第2項において、特許付与後異議申立について規定している。特許付与前異議申立は、出願の公開を条件として、何人も、書面により(**in writing**)、することができる(第1項柱書)。特許付与後異議申立は、特許付与の公告後1年以内に、利害関係人が異議

申立書(notice of opposition)を提出することにより、することができる(第2項柱書)。申立の理由は、付与前・付与後の間で互いに同一である。

異議申立があった後の手続については、同法25条第3項に、異議申立書の受理があったならば、長官は異議部(Opposition Board)を構成し(第3項第b号)、異議部は審理を行う(第3項第c号)旨が規定され、同第4項に、長官は異議部の勧告(recommendation)を受領したならば、特許権者及び異議申立人に意見聴取(hearing)の機会を与えた上で、特許を維持、補正、若しくは取消すべきことを決定(order)しなければならない、と規定されている。さらに、同法第117A条第2項には、第25条第4項の決定に対して、審判部へ審判請求をすることができる旨が規定されている。

このように、特許付与後の異議申立については、不服申立の手段が、法文上明記されているのに対し、特許付与前の異議申立については、明文規定がない。同法第117A条第1項には、同条第2項に規定する場合を除いては、審判請求をすることはできない、と規定されており、むしろ、特許付与前異議申立の決定については審判部に審判請求することはできない、と条文上解する余地を残している。

一方、同法第15条には、長官は、出願が法の規定を遵守していないと判断する場合に拒絶できる、旨が規定され、同法第117A条第2項には、審判請求できる場合として、同法第15条に規定の場合が含まれている。すなわち拒絶決定に対しては、審判請求の途が明定されている。

審判部は、異議申立についての決定に対する不服申立を受理しなかった理由として、異議決定は、法第15条に規定する拒絶決定と同一に扱うことはできない、と述べている。これに対して、出願人の訴えを審理した高等裁判所は、同法第25条第1項に基づく拒絶(特許付与前異議申立の決定)は、同法第117A条に基づき審判請求できる場合の一つである同法第15条に基づく決定に、関連づけることが可能(relatable to)であるから、審判請求を受理すべきである、と判じている。

審判請求に関する手続上の混乱は、このように、特許付与前異議申立の決定に対しては、審判請求の途が法文上明記されていないことにより、もたらされたものと見ることができる。裁判所の判決により、法律解釈が示され、特許付与前異議申立についての出願拒絶の決定に対して、これを不服として審判請求することが可能であることが、明らかにされたことから、今後は同様の混乱は無いものと思われる。ただ、これまでの扱いはどうであったのか、特許付与前異議申立について、出願拒絶の決定がなされ、かつこれを不服として審判請求がなされることは無かったのか、有ったとすればどのように処理されていたのか、という点は、興味を持たれるところである。

5.2 新規性欠如の問題

審判部において審理の対象とされた拒絶理由は、新規性の欠如、及び発明非該当性(発明ではない類型に該当)である。新規性欠如については、引例に開示された技術的事項との相違点について審理がなされた訳ではなく、(i)引例が新規性判断の基準日前に公開されていたという証拠はなく、先行技術としての資格が認められないという判断、あるいは、(ii)引例と本願発明とを対比することなく異議決定が下されていた、という手続上の誤りの指摘、がなされている。すなわち、新規性の欠如については、発明の実体的内容に踏み込むことなく、新規性欠如の理由無し、との判断がなされているに過ぎず、参考とすべき材料に乏しい、と言えそうである。

なお、新規性に関する4つの争点のうち、第1の争点については、出願人に有利な異議決定であったにも拘わらず、審判部での審理の対象とされている。出願人がした

審判請求であるにも拘わらず、出願人に有利な決定についても審理の対象とされる、ということは留意すべき事項であろう。

また、出願人によるインド国内での公然実施に対する1年のグレースピリオドの基準日として、インドへの現実の出願日ではなく優先日が考慮されている。このことは、インド特許法32条に明記されているところであるが、我国の新規性喪失例外規定とは異なり、出願人に有利な扱いとなっていることは留意に値する。

5.3 発明非該当性

発明非該当性は、本件審判の審決書において、最も多く紙数を割いて論じられていることから理解されるように、本件審判における最も大きな争点である。

本件発明は、検索エンジンによる検索結果の表示において、ユーザが入力したキーワードがヒットした広告を、広告主（請求項では、「情報提供者」）の入札額に応じた順序で表示するようにし、表示された広告のうちの何れかをユーザが選択する毎に、その広告主の口座に、入札額に応じた額を課金し、広告主は入札額を随時に変更できるようにし、かつ広告主の口座の状態を、適宜、広告主に表示する、という内容のものである。全ての処理は、コンピュータによって行われる。各処理は、コンピュータであれば処理可能であることが、当業者に理解され得る程度に具体的に記載されており、我が国の特許庁審査基準に従えば、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって実現される方法の発明として認定され、進歩性等の特許要件を満たしておれば、特許され得る内容である、と思われる。

審決は、本件発明について、技術的に洗練されたビジネス方法であるとしても、依然としてビジネスを行う方法であって、)・・・広告ビジネスを電子的に行うことに他なら(ず、)既存の技術を超えるものとして権利請求されている技術的前進ですら、ビジネスを行う方法の改善に過ぎ(ない、)と結論づけ、2008年に制定された特許手続便覧を引用し、さらに、請求人が援用する英国控訴裁判所 **Symbian** 判決をも参照しつつ、発明性を否定している。

特許手続便覧は、「ビジネス方法」は、どのような形式で権利請求されたものであっても、特許可能な発明主題ではなく、)・・・特許請求の範囲が、実質的にビジネス方法に関するものであれば、技術の利用があったとしても、特許可能なものとは認められない、と規定している。

Symbian 判決は、「発明ではないとされる主題において改善された事実や利点を超える特定の特徵に関連する、さらなる技術的な**前進**又は事実が存することを要する」とした先判決を引用し、訴えに係る発明について、発明の効果により、コンピュータの機能の速度と信頼性が改善される、と判示し、特許性を認めている。

先行技術に対する技術的前進があっても、それがビジネスを行う方法の改善にとどまるのか否かが、発明がビジネスの方法として、不特許事由に該当するのか否かの基準となる、というのが本審決の判断である。技術的前進が、ビジネスを行う方法の改善にとどまるのか否か、の判断自体、容易なものではない。この点、審決が参照した **Symbian** 判決は、幾分踏み込んだ判示内容を含んでおり、これを参照した本審決は、技術的前進が、ビジネス方法としての効果にとどまらず、技術的效果をももたらすのか否か、によって結論を下しているように思われる。本審決は、本件明細書に記載される本件発明の目的に言及し、自身のウェブが見られ易くすることを望む事業者その他の者に、多大な利益をもたらすものである、と述べている。本件発明が先行技術を超える技術的前進を具備することを認めつつも、その効果がビジネス方法としての有

利な効果にとどまるとの認定の下に、技術的前進についてビジネスを行う方法の改善に過ぎない、と判断したのではなかろうか。そのように考えるならば、本審決の結論は理解することができる。

そうであれば、インドにおけるビジネス方法等の発明性を判断する際に、欧州特許庁における実務が参考になろう。欧州特許庁では、審決 T1173/97 及び T935/97 において、「コンピュータプログラムそれ自体も、そのプログラムとコンピュータとの間で、” 通常の” 物理的な相互作用を超える技術的效果をもたらすものであれば、特許性を排除されない」との判断が示されているからである。

この観点からすれば、我が国の判断基準よりも発明性判断の閾が高い、と言わざるを得ない。我が国では特許されるソフトウェア関連発明としてのビジネス方法の発明の相当部分が、インドでは特許されない可能性がある。特許法第 3 条第 m 項には、発明に該当しないものとして、「ゲームをする方法」が挙げられている。コンピュータによって実現されるゲームについても、ビジネス方法と同様の扱いとなろう。

方法の請求項と装置の請求項との間で、扱いは異ならないであろう。先行技術に対する技術的前進があっても、それがビジネスを行う方法の改善にとどまるのか否か、が判断基準なのであるから、単なるカテゴリーの相違は意味をなさないものと思われる。本件出願については、出願人は、異議申立があった後に、出願当初の特許請求の範囲からシステムの請求項を削除しているが、方法の請求項とこれを引用する装置の請求項は残され、本件審理の対象とされている。

インドにおいても、ビジネス方法に関連する発明の特許例が無い訳ではない。下記項目「7. 参考資料」に、特許例の一部を例示する。本審決と同様の判断基準をクリアして特許されたものか、或いは別の基準によるものであったのか、単なる審査のばらつきに由来するものか、は今後の検討課題である。

なお、本審決は、欧州特許庁における本件特許出願の対応出願に言及しているが、本審決によれば、当該欧州特許出願は、先行文献 D10 に基づき新規性が否定されており、ビジネス方法を不特許事由とする欧州特許条約第 52 条第(2)(c)項の該当性についての欧州特許庁の判断は示されていない。

本件出願のファミリー（優先権の基礎とされる米国出願 US6269361 のファミリー）を、欧州特許庁の Espacenet にて検索したところ(2014年2月18日現在)、世界全体で 82 件の出願が公表されている。一箇国に多数の出願が見られることから、全ての出願の特許請求の範囲が本件と実質同一である訳ではなく、特許請求の範囲の様々な展開があったものと思われるが、出願の数の上では、次の通りである。

国名 (国名記号順)	出願数	特許数
オーストラリア	9	5
ブラジル	1	0
カナダ	6	2
中国	7	1
ドイツ	6	0
欧州 (EPO)	6	0
フランス	3	0
英国	5	0
日本	5	5
韓国	8	1

メキシコ	1	0
ニュージーランド	1	1
米国	20	18
PCT国際公開	3	対象外
南アフリカ	1	0
合計	82	29

国毎の出願数に占める特許数の割合から、ビジネス方法の特許取得の難易度が、ある程度伺えるのではないだろうか。

6 まとめ（実務上の指針）

本審決及び審決に至る経緯から、実務上の指針として汲み取ることのできる事項を、以下に列挙する。

- (1) 特許付与前異議申立についての出願拒絶の決定についても、特許付与後と同様に、これを不服として審判部に審判請求することができる。
- (2) 当該審判においては、出願拒絶の決定に含まれている出願人に有利な判断についても、審理の対象とされる可能性がある。
- (3) 出願人によるインド国内の公然実施に対する1年のグレースピリオドの基準日は、インドへの現実の出願日ではなく優先日である（インド特許法32条に明記）。
- (4) 先行技術に対する技術的前進があっても、それがビジネスを行う方法の改善にとどまるのか否かが、発明がビジネスの方法として、不特許事由に該当するのか否かの基準とされる。
- (5) ビジネスを行う方法の改善にとどまるのか否かは、ビジネス方法としての効果にとどまらず、技術的效果をももたらすのか否かが、基準とされているように思われる。そうであれば、欧州特許庁での扱いを参考とすることができる。

7 参考資料

ビジネス方法に関するものと思われる発明についての特許例を以下に例示する。インド特許庁が提供する無料特許文献検索データベース IPAIRS

(<http://ipindiaservices.gov.in/patentsearch/search/index.aspx>) のテキスト検索を利用し、要約書に「business」の文字が含まれる既登録特許（61件）の中から、ビジネス方法に関すると思われるもの（全6件）を拾い上げたものである。いずれも、主請求項1のみを記す。ビジネス方法に関連する発明の特許公報に「business」の文字が含まれる、とは限らないことから、まだ多くのビジネス方法に関する発明が、特許されているものと思われる。

なお、Yahoo Inc.を出願人とする出願公開公報は、2014年1月3日の時点で、105件であった。

特許 253957 号 登録日 06/09/2012 出願日 02/03/2001

特許権者 Thomson Multimedia

1. Electronic wallet system comprising:

n devices (10 - 13) capable of conducting electronic transaction on an open network (40, 140) and containing a smart card reader (130 - 133), wherein n is superior or equal to 1, said devices being interconnected through a local network (250);
a plurality of smart cards (31 - 3p) representing electronic purses of said system, said purses being able to contain tokens;
characterized in that one of said devices comprises an entity(1, 101), called the server of said system, which contains a list of data entries, each entry corresponding to a purse liable to receive tokens from others purses of said system, said server being able to store temporarily tokens when they are transferred between purses.

特許 211100 号 登録日 17/10/2007 出願日 18/11/2002

特許権者 Nybohov Development AB

1. A banknote-handling system comprising

- a) a plurality of banknote-handling machines for depositing and/or dispensing valuable documents, such as banknotes, cheques, etc;
 - b) a plurality of banks for accounting transactions in said banknote-handling machines;
 - c) a co-ordinating central unit for receiving information relating to the banknote content of the machines and to the need for banknotes reported by the general public and businesses or made apparent in some other way, and for sending command signals on the basis of said information and intended for the activation of units within the system;
 - d) a transport system for effecting the requisite transportation of banknotes between the banknote-handling machines and the banks in response to the need at that time;
 - e) a central bank for monitoring the activities of said banks in general and the actual handling of banknotes; and
 - f) an electronic information and signal transmission system for enabling, in a known manner, the individual and mutual activities to take place in said units;
- wherein the electronic information and signal transmission system is divided into two mutually separate subsystems, of which
one subsystem (1) includes the transmission of information and signals relating to, and having their basis in transactions, such as banknote-handling, between the banks on the one hand and the general public and businesses on the other hand, with respect to their activities within the banknote-handling system; and
the other subsystem (2) includes the purely administrative and technical signal transmission required in respect of the requisite co-operation between the various units, for instance co-ordinating central unit-vehicles, banknote-handling machines-banks, within the banknote-handling system.

特許 212117 号 登録日 20/11/2007 出願日 02/03/2001

特許権者 Thomson Multimedia

1. Electronic wallet system comprising:

n devices (10-13) capable of conducting electronic business transactions on an open network (40,140) and containing a smart card reader (130-133), wherein n is superior or

equal to 1, said devices being interconnected through a local network (250) a plurality of smart cards (31-3p) representing electronic purses able to contain electronic money; wherein one of said devices comprises an entity (1,101), called the server, which contains a list of data entries, each entry corresponding to a purse liable to receive electronic money contained in tokens from others purses of said system.; said server storing temporally said tokens when they are transferred between purses; and wherein messages which are exchanged between said devices and/or said smart cards during token transfer operations are protected by secret keys which are only stored in said smart cards.

特許 199646 号 登録日 30/03/2007 出願日 23/01/2003

特許権者 Kabushiki Kaisha Toshiba

1. A money saving service method for subjecting a client's plant to a money saving measure and providing money saving effect information to the client via a communication network using a data server, comprising:

a step of storing, in a data accumulation section of the data server on a client-by-client basis, customer-related information that specifies the client, apparatus identification information that can specify a data collection apparatus disposed in a plant belonging to the client, and money saving evaluation information for calculating a money saving effect on the basis of pre-measure cost and post-measure cost information;

a step of storing input cost information before a money saving measure in the data accumulation section on a client-by-client basis;

a step of adding the apparatus identification information to plant data of the client after the money saving measure, which is collected in the data collection apparatus, and receiving the plant data with the apparatus identification information via the communication network;

a step of calculating post-measure cost information using the received plant data and the client-related information stored in the data accumulation section, and storing the post-measure cost information in the data accumulation section; and

a step of extracting money saving evaluation information associated with the client by referring to the post-measure cost information stored in the data accumulation section, and calculating the money saving effect on the basis of the extracted information and transmitting the money saving effect to a client business terminal.

特許 220580 号 登録日 29/05/2008 出願日 12/04/2005

特許権者 Swiss Reinsurance Company

1. A computerized transaction server (1) for concluding contracts between a service user and a service provider, comprising a user interface with a number of data input modules (151) which comprise data input fields for inputting data relating to the object of a contract, which user interface is operable for service users by means of terminals (3a, 3b, 3c) via a telecommunication network (2), stored data rules assigned to the data input fields and validation means (12) for checking data values input via the data input fields on the basis of the assigned data rules, for requesting corrections via the user interface on the basis of

the assigned data rules and for generating a validation result, characterized by stored business rules assigned to one or more of the data input fields, evaluation means (13) for evaluating the data values input via the data input fields on the basis of the assigned business rules and for generating a corresponding evaluation result, a number of different contract negotiation processes (141, 142) for indicating a contract price via the user interface, for requesting and receiving an agreement relating to the conclusion of a contract from the service user via the user interface, and for storing a concluded contract, control means for activating a first one of the data input modules, for activating the evaluation means (13) in the case of a positive validation result, and for automatically selecting and activating a further one of the data input modules (151) or one of the contract negotiation processes (141, 142) in dependence on the evaluation result.

特許 207687 号 登録日 20/06/2007 出願日 28/08/1997

特許権者 Xcellink Corporation

1. A system for automatically conducting a financial transaction between a user and a trader including:

a trader terminal including billing information representative of said trader;

a user terminal or a user card associated with a user terminal, for receiving and processing user information representative of said user and said billing information, a local communications link providing communication between said user terminal and said trader terminal, and a communications network enabling said user terminal to communicate with a service provider* wherein said user terminal or said user card receives said billing information from said trader terminal said user terminal transmits said billing information and said usei information to said service provider over said communications network, whereupon said service provider automatically transfers funds of said user to said trader under the authorization of said user to effect a financial transaction between said user and said i i trader. (“ii”の文字は原文のまま。意味不明。)